

防府市水難救助業務実施要綱

平成30年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市救助業務規程（平成30年消防本部訓令第5号）に基づき、水難救助活動時に安全かつ効率的な活動を確保するため、その組織、任務、活動の基準について必要な事項を定めることにより、水難救助活動の円滑を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水難救助隊長とは、潜水士免許を取得し健康状態が良好な者で、署長から指名された者（以下「隊長」という。）をいう。隊長不在の場合は現場指揮本部長から指名された者をいう。
- (2) 水難救助隊員とは、潜水士免許を取得し健康状態が良好な者で、署長から指名された者（以下「隊員」という。）をいう。
- (3) 水難救助隊とは、隊長及び隊員2名以上で編成された隊をいう。

(活動実施基準)

第3条 水難救助隊の水難救助活動の基準は、次の各号のとおりとする。ただし、第5号から第9号に掲げる基準については、潜水環境及び隊員の潜水能力等により、隊員の安全が十分に確保できる場合は、この限りではない。

- (1) 水難救助活動は、安全第一を基本とする。
- (2) 全体活動を指揮する現場指揮本部長や救助隊長の現場指揮体制が整っていること。ただし、救助を要する人が水面に視認でき、救命胴衣等を着装した先着隊のみで安全が十分に確保できる場合は、この限りではない。
- (3) 潜水活動に必要な装備及びその機能が十分で異常がないこと。
- (4) 潜水活動は、健康に異常がない者が行うこと。
- (5) 波浪、潮位、水（潮）流、水温、水中視界、季節、気温、天候、時間帯等の自然環境を総合的に勘案して、隊員の安全かつ効率的な活動に支障がないと認められること。
- (6) 水中活動区域は、海岸線から概ね50メートルの範囲とし、水深は10メートル未満の範囲とする。

- (7) 水流又は潮流の流速は、1ノット（約0.5メートル／秒）以下とする。
- (8) 波浪及びうねりは、気象庁風力階級表等指定による風波階級3（波高0.5メートルを超え1.25メートルまで）並びにうねり階級2（波高2メートル未満で長く弱いうねり）以下とする。
- (9) 潜水時間は、無減圧潜水範囲内とする。

（出動）

第4条 水難救助隊は、別に定める火災等出動体制運用要綱により編成し、出動する。

（協力体制）

第5条 水難救助活動を実施する場合、現場指揮本部長は、所轄警察署、海上保安部及びその他関係機関と密接な連絡調整を行い、水難救助活動の円滑を図るものとする。

（現場指揮本部長の任務）

第6条 現場指揮本部長の任務については、次の各号のとおりとする。

- (1) 水難救助活動は、陸上、水上及び水中の活動隊が連携を行い、安全、迅速並びに確実な行動が必要であるので、出動隊を統括し活動方針を徹底させ効率的な救助活動に配慮すること。
- (2) 災害が発生した位置を中心に、付近水域の環境を考慮して警戒水域を決定し、警戒水域に関係外の船舶等が接近するときは、部隊により拡声装置等明瞭な方法を用い、又は海上保安部の船舶を通じ警戒水域付近から離脱を求めること。
- (3) 潜水又は潜水以外を併用して活動するかを決定すること。
- (4) 救助活動中に状況の変化が安全管理上配慮すべきであるときは、直ちに活動方針の変更又は修正を行うこと。
- (5) 関係機関と連携して活動する場合は、現場指揮本部長は関係機関の責任者と協議し、相互の安全確保に配慮して明確に任務分担を行うこと。

（隊長の任務）

第7条 隊長の任務については、次の各号のとおりとする。

- (1) 隊長は、災害が発生した位置を中心に、目撃者の内容、現場の痕跡、水（潮）流等の分析等合理的かつ効率的な方法により、潜水ポイント及び

活動水域の特定をすること。

- (2) 隊長は、水深、流速等により検索範囲及び検索方法を決定すること。
- (3) 水難救助活動は2人1組（以下「バディ」という。）を原則とし、隊員及びスタンバイ隊員を明確に指定するとともに、隊員との連絡を保ち安全管理に万全を期すること。
- (4) 潜水可能な時間を隊員とともに確認し、潜水時間を記録すること。
- (5) 状況により検索方法及び範囲の修正又は隊員の交替等の措置を行うこと。
- (6) 隊長が潜水をする場合は、隊員の中から潜水に関する知識、技術に優れた者を隊長の代行者として指定し、その旨を現場指揮本部長及び救助隊長に伝えること。
- (7) 状況の変化により、潜水活動の安全が図れないと判断した場合又は、二次災害が予測される場合は、直ちに潜水活動を中止させ、救助隊長とともに潜水以外の救助方策で対応すること。
- (8) 潜水活動終了後は、体内ガス圧減少のため潜水実施者に一定時間の休息を与えるものとする。

（救助隊長の任務）

第8条 救助隊長の任務については、次の各号のとおりとする。

- (1) 現場到着時、救助事象発生区域の障害物及び活動危険の有無をできる限り把握し、その状況を現場指揮本部長に報告すること。
- (2) 活動を実施する場合は、指揮に最も適した場所に位置し、常に周囲の状況を注視するとともに、現場指揮本部長に対し活動状況の報告を行うこと。
- (3) 潜水活動を必要とする場合は、隊長と活動内容を協議するとともに、隊長の指揮下に入ること。

（隊員の任務）

第9条 隊員は、潜水活動中の行動を全て自分自身で判断しなければならないため、バディ相手方と安全確保を行いながら、次の各号に配意して行動すること。

- (1) 隊長から指示された事項を完全に理解したうえで行動に移り、単独行動はしないこと。

- (2) 潜水に関する安全及び技術に係わる判断については、積極的に隊長に進言すること。
- (3) 残圧計及び深度計を随時確認し、バディ相手方と無減圧潜水時間を確認すること。
- (4) 身体に異常を感じたときはバディ相手方に合図して、バディで直ちに浮上すること。
- (5) バディ相手方を見失うかバディ間の連絡が途絶えた場合は、次の処置を行うこと。
 - ア 全ての動作を止めて、その場に停止する。
 - イ 相手方の呼吸音、信号音を聞く。
 - ウ 信号を送り相手方からの反応の有無を確認する。
 - エ 連絡が途絶えたと判断した場合は、直ちに浮上し隊長に報告する。

(安全管理)

第10条 水難救助活動は、行動上の制約を受け直接生命に係わり、二次災害の発生があるため常に安全管理を念頭におき、次の各号に配意して行動すること。

- (1) 潜水時には、「自給気潜水に関する法的規制」を遵守し安全管理を行うこと。
- (2) 船舶が航行する水域において潜水を実施する場合は、潜水作業中を表示する信号旗を掲示すること。
- (3) 水難救助活動においては、原則として救急隊を現場待機させるものとする。
- (4) 真冬の深夜等における極端な低水温、低気温時等その自然環境及び気象条件から隊員の身体及び生命の安全に支障の及ぶおそれのある時、又は諸般の合理的な理由から、水難救助隊による活動が適さないと判断される時は、ただちに潜水活動を中断して陸上に上がることにすること。
- (5) 夜間における活動は、照明の確保、他隊との連携強化など安全かつ効率的な活動に必要な環境が整わない限り、水難救助活動を実施しないものとする。
- (6) 危険を及ぼすおそれのある時は、水難救助活動を実施しないものとする。

る。

(資格及び資機材)

第11条 水難救助隊に必要な資格は潜水士免許とし、最低確保人員は30名とする。

2 必要な資機材については、別表1のとおりとする。

(資機材の管理)

第12条 水難救助資機材の保守管理については、次の各号のとおりとする。

(1) 本署隊員は、水難救助資機材について常に使用可能な状態に維持するため毎月1回定期点検を実施すること。また、使用後についてもその都度点検を実施し、その結果を水難資機材点検表(第1号様式)に記録保存(3年間)し、警防機器等の運用管理に努めなければならない。

(2) 隊員は、水難救助活動用の装備資機材をいつでも良好な状態で活用できるよう維持管理に努めなければならない。異常を認めた時は、ただちに点検、補修、交換する等、所要の手続をとらなければならない。

(健康管理)

第13条 隊員の健康管理については、次の各号のとおりとする。

(1) 隊員の健康診断は、防府市消防衛生管理規程(平成28年消防本部訓令第7号)及び高気圧作業安全衛生規則(昭和47年労働令第40号)の規定に基づき実施する。

(2) 隊員は勤務中において潜水活動が行えない健康状態となった場合は所属長に申告すること。

(3) 隊員は、活動に従事するに際し、あらかじめ自己の健康及び体調の状態等を隊長に申告するものとする。

(4) 隊長は自ら隊員の健康チェックを行い、健康状態、体調等が良好と認められる者でなければ水難救助活動に従事させないものとする。

(訓練研修)

第14条

(1) 署長は、水難救助技術の向上を図るため定期的に必要な訓練研修が実施できるよう、環境の整備に努めなければならない。

(2) 隊員は、必要な訓練が計画的に実施できるよう積極的に取り組まなけれ

ばならない。

(報告)

第15条 水難救助活動の報告は、防府市救助業務要綱に定める救助出動報告書
(第1号様式)により報告すること。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

水難救助活動に必要な資機材数

資 機 材 名		数量	資 機 材 名		数量
主 要 資 機 材	レギュレーター	10	三 点 セ ット	水中マスク	15
	コンソールゲージ	10		シュノーケル	15
	オクトパス	10		フィン	15
	BCジャケット	10	そ の 他 潜 水 機 材	水中投光器	2
	空気ボンベ	10		水中通話装置	1
	ナイフ	10		水中ヘルメット	8
	水中時計	10		ブイ	4
	水中ライト	10		重錘	4
	器材収納バック	10		救命ボート	1
ウ エ ア 類	ウェットブーツ	15	そ の 他 資 機 材	灯火式浮標	1
	ウェットグローブ	15		担架（メッシュ）	1
	ウェットスーツ	15		救命胴衣	20
	ウエイトベルト	15		アクアソナー	1
	ドライスーツ	10		すばり	1
	インナースーツ	10		器材洗浄用水槽	3

